

1. 計画書

県中都市計画特別用途地区の変更（須賀川市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設立地制限地区	約 93.2ha	うち、変更分約 10.1ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、令和3年11月に改定した「須賀川市都市計画マスタープラン」において、拡大型の土地利用を抑制し、コンパクトな循環型市街地の形成を目指し都市機能の維持、集約を図ることとしている。

本市の準工業地域は、国道4号沿線及び須賀川インター付近にあり、その地域への大規模集客施設の立地は、新たな交通渋滞を発生させる等、道路状況及びインフラへの著しい負荷が考えられることから、準工業地域全体を大規模集客施設立地制限地区に指定している。

今般、森宿地区の国道4号沿線の用途地域を第二種住居地区から準工業地域に変更することに伴い、該当地区を新たに特別用途地区へ変更しようとするものである。

2. 新旧対照表

変更前
変更後

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設立地制限地区 (森宿字北向、森宿字ヒジリ田、森宿字向日向、森宿字安積田、森宿字関表、森宿字海道西、森宿字鍛冶山、森宿字御膳田、北山寺町、山寺町、池下、西川字山本、西川字池ノ上、陣場町、台、館取町、丸田町、大黒町、長禄町、山寺道及び池ノ下町の各一部の区域)	約 52.9ha 約 63.0ha	
大規模集客施設立地制限地区 (卸町、牛袋町、西川字辰ノ口及び西川字笠田の各一部の区域)	約 30.2ha	
合 計	約 83.1ha 約 93.2ha	

3. 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに特別用途地区に設定される区域

福島県須賀川市のうち

きたやま寺町及び池ノ下町いけのしたちょうの各一部の区域

にしかわ西川字池ノ上いけのうえの一部の区域

もりじゆく森宿字海道西、かじやま字鍛冶山、きたむき字北向、ごぜんだ字御膳田及び字ひじりだヒジリ田の各一部の区域